### 添付法令資料 1:

モロッコ国籍法に係る 1958 年 9 月 6 日付勅令第 1.58.250 号(目次)

- 第1章 総則(第1条~第6条)
- 第2章 原国籍(第7条~第8条)
- 第3章 モロッコ国籍の取得(第9条~第18条)
- 第4章 国籍の喪失と失権(第19条~第24条)
- 第5章 行政手続(第25条~第29条)
- 第6章 証拠及び裁判手続(第30条~第43条)
- 第7章 経過規定、例外規定及び適用(第44条~第46条)

## 添付法令資料 2:

韓国電子調達の利用及び促進に関する法律(目次) 2015年12月29日法律第13626号により一部改正 2016年3月30日施行

- 第1章 総則(第1条ないし第4条)
- 第2章 調達業務の電子化(第5条ないし第11条)
- 第3章 電子調達システムの運用及び管理(第12条ないし第15条)
- 第4章 電子調達利用者情報の管理及び保護(第16条ないし第20条)
- 第5章 電子調達業務の促進及び支援(第21条ないし第24条)
- 第6章 補則(第25条及び第26条)
- 第7章 罰則 (第27条ないし第31条)

附則

#### 添付法令資料 3:

# 租税に係る専門的コンサルティング・サービスに関する 2012 年 12 月 27 日付モンゴル国法律(目次) 2015 年最終改正

- 第1章 総則(第1条ないし第6条)
- 第2章 クライアントの権利及び義務(第7条及び第8条)
- 第3章 コンサルティング・サービスを提供する権利を有する者、それに対し課すべき要求、活動、権利及び義務(第9条ないし第13条)
- 第4章 租税に係る専門的コンサルティングに対する権利の付与、租税に係る専門的コンサルティングの権利及び義務並びにそれに対し課すべき要求(第14条ないし第18条)
- 第5章 コンサルティング・サービスに対し課すべき監督及び禁止すべき活動(第 19条及び第20条)
- 第6章 租税に係る専門的コンサルティング・サービスに関する法令違反者に対し 引き受けさせるべき責任(第21条及び第22条)

### 添付法令資料 4:

貨物運送サービスの運営及び事業に関する 2017 年 7 月 3 日付 インドネシア共和国運輸大臣規則 No.49 (目次)

同月6日施行

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 貨物運送サービスの事業活動(第2条)
- 第3章 運送書類 (第3条ないし第8条)
- 第4章 貨物運送サービス事業許可の付与手続(第9条ないし第11条)
- 第5章 支社(第12条ないし第15条)
- 第6章 貨物運送サービスの運賃(第16条)
- 第7章 責任(第17条)
- 第8章 行政処分(第18条ないし第20条)
- 第9章 貨物運送サービス事業の情報システム (第21条及び第22条)
- 第10章 貨物運送サービス事業に係る人的資源の能力の向上(第23条)
- 第 11 章 雜則 (第 24 条)
- 第 12 章 経過規定(第 25 条)
- 第13章 終則 (第26条及び第27条)

# 添付法令資料 5:

ベトナムにおける太陽光発電プロジェクト発展の奨励メカニズムに 関する政府首相の決定(目次) 2017年4月11日付第11/2017/QĐ-TTg 号決定/17.06.01 施行

第1章 総則(第1条ないし第3条)

第2章 太陽光発電プロジェクトの規画及び設立投資(第4条ないし第8条)

第3章 太陽光発電プロジェクト発展の奨励メカニズム (第9条ないし第12条)

第4章 施行条項(第13条ないし第16条)